

令和5年1月（令和4年度第10回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和5年1月25日(水) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (15名)

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	富永浩二
委員	3番	白田利秋
委員	4番	中嶋睦巳
委員	5番	中村重治
委員	7番	福田智浩
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	上名主辰也
委員	12番	黒江幹也
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 6番 上岡ヒトミ

5. 議事録署名委員 15番 福園幸雄 1番 坂口利邦

6. 議 題 議案第30号 農地法第3条許可申請の件について
議案第31号 農地法第5条許可申請及び事業計画変更申請の件について
議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用（形質）変更届について
2 農地利用集積計画の解約について
3 あっせん委員の選任について
4 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 一松 敬一 事務局次長 原之園 利恵 主事 宮本 晴生

10. — 閉会 —

第 10 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

事務局	<p>ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和 4 年度肝付町農業委員会第 10 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は 16 名中 15 名で上岡委員から欠席届が出ております。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>会議規則第 15 条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、15 番の福園幸雄委員と 1 番の坂口利邦委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第 30 号から議案第 32 号まであります。報告協議が 1 から 4 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は、1 月 11 日に農業者年金巡回訪問がありまして、農業会議より来庁され年金の加入推進について話があったところですが、本町も目標人数に達していないということでした。皆さんも利用権設定等で回られる際、ぜひ農業者年金についての説明、加入推進に努めていただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 30 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 30 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 条許可申請は 4 件の申請です、所有権移転の売買が 2 件と贈与が 2 件となっています。売買の 2 件は、田が 2 筆で 1,597 平方メートル、畑が 1 筆で 930 平方メートルです。贈与の 2 件は田が 1 筆で 605 平方メートル、畑が 2 筆で 5,295 平方メートルという内訳になっています。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が波見字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆で 1,164 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が北方字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、畑が 2 筆で 5,295 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆で 605 平方メートルです。</p> <p>整理番号 4 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、田が 1 筆で 433 平方メートル、畑が 1 筆で 930 平方メートルです。</p> <p>以上、4 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件な</p>

事務局	ど農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。 以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。
議 長	只今、事務局より説明がありました、1番から4番まであります。お目通し下さい。4件の申請について一括審議します。異議・意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、議案第30号農地法第3条許可申請の4件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。 つづきまして2ページをお開きください。議案第31号農地法第5条許可申請の件「5-4-27」について、事務局に説明を求めます。
事務局	農地法第5条許可申請の件「5-4-27」について、ご説明いたします。 譲受人が〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇ハイツの〇〇〇〇さん外1名です。譲渡人が肝付町〇〇 〇〇〇番地の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は500平方メートルです。 転用目的が一般住宅・カーポートで現在、借家住まいであり手狭になってきたことから持家を建築し永住したいとのことで申請が出ています。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。 場所につきましては、〇〇振興会の〇〇〇の近くです。配置図については、住宅を図のように建築し、雨水等の処理については自然浸透で、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で計画されています。 以上、よろしくお願ひいたします。
議 長	はい、「5-4-27」については、2人の委員が現地調査をされておりますが、上岡委員が欠席のため、藤井委員に現地調査の報告をお願ひいたします。
藤井委員	10番、藤井です。「5-4-27」について現地調査の報告をいたします。 1月20日に、上岡委員、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いました。場所は〇〇〇〇から南へ約2キロメートル進んだところにあります。それと〇〇〇〇からも南側へ約2キロメートル進んだ交差点の近くになりますけれども、〇〇〇〇さんの事務所の向かい側ということで図面にあるとおりです。この申請地の南側は、昨年5条申請されて住宅が建っております。東側は3反の畑ですが、境界にはブロックを積むということです。また北側は住宅がすでに建っており、ブロックもすでにあることから影響はないかと思われます。西側が町道になっており、側溝がありますのでそちらへ雨水等は流すということで、現状より30センチメートル程度、盛土もされるということでした。その他は何ら問題ないかと思われましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-4-27」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-4-27」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。 つづきまして3ページをお開きください。議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画」の決定について、令和5年1月集計分を事務局に説明をお願ひします。
議 長	

事務局	<p>議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画」の 1 月分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1 番の所有権移転ですが、内之浦地区はありませんでした。高山地区が、田が 1 件の 3 筆で 5,078 平方メートル、畑が 2 件の 2 筆で 3,271 平方メートルでした。詳細につきましては 4 ページに掲載してあります。</p> <p>この 2 件については先月までの総会であっせん申し出があった分で、認定農業者への売買が成立したものでございます。</p> <p>次に 2 番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定は田が 2 件の 3 筆で 3,478 平方メートル、再設定は田が 2 件の 3 筆で 3,611 平方メートルでした。</p> <p>高山地区は新規設定が、田が 3 件の 3 筆で 1,261 平方メートル、畑が 11 件の 18 筆で 35,143 平方メートル、再設定が、田が 18 件の 35 筆で 45,152 平方メートル、畑が 7 件の 22 筆で 35,888 平方メートルです。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が 25 件の 44 筆で 53,502 平方メートル、畑が 18 件の 40 筆で 71,031 平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、43 件の 84 筆で 124,533 平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が 5 ページ、高山地区が 6 から 8 ページに掲載してあります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、今月は 1 番の所有権移転が 2 件、2 番の利用権設定は、内之浦地区が 4 件、高山地区が 39 件あります。まずは 1 番の所有権移転の方から審議します。お目通しのほどお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、1 番の所有権移転 2 件の申請について審議いたします。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、1 番の所有権移転の 2 件については、提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、2 番の利用権設定に移ります。内之浦地区が 5 ページ、高山地区が 6 ページから 8 ページになります。まずはお目通しのほどお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、内之浦地区の 4 件の申請分から審議しますが、番号 3 番に黒江幹也委員の関係する新規の利用権設定の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。黒江委員の退席をお願いします。（黒江委員退席）</p>
議長	<p>それでは利用権設定の 3 番について審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の 3 番については提案どおり許可することに決定いたしました。（黒江委員入室・着席）</p> <p>3 番を除く他の 3 件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>それでは異議なしとのことですので、内之浦地区の 4 件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、高山地区の 39 件の申請について審議いたしますが、番号 13 番と 14 番に上名主辰也委員の関係する新規の利用権設定の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。上名主委員の退席をお願いします。</p>

	(上名主委員退席)
議 長	それでは利用権設定の 13 番、14 番について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	それでは異議なしと認め、利用権設定の 13 番、14 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(上名主委員入室・着席) つづきまして、番号の 30 番に福田智浩委員の関係する新規の利用権設定があります。福田委員の退席をお願いします。 (福田委員退席)
議 長	それでは利用権設定の 30 番について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	それでは異議なしと認め、利用権設定の 30 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(福田委員入室・着席) 13 番、14 番、30 番を除く他の 36 件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、内之浦地区 4 件、高山地区 39 件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第 32 号については終わります。 つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 4 番まであります。9 ページをお開きください。報告・協議 1 番の農地利用(形質)変更届書の件、「形-4-1」について事務局が説明いたします。
事務局	「形-4-1」について説明いたします。 申請人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇 〇〇〇番〇、地目は田で 504 平方メートルです。変更事項が田を畑に変更で、変更理由は湿田であるので 40 センチメートル盛土をし、畑として使用したいということから申請が出ています。関係書類は誓約書の添付があり、土地改良区の受益地であるため意見書の添付があり異議なしとのことでした。 場所につきましては、〇〇〇〇から約 140 メートル西へ進み左折し、約 70 メートル進んだ左側です。 以上よろしく願いいたします。
議 長	はい、それでは、「形-4-1」について、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で、現地調査の報告をお願いいたします。 はい、福田委員。
福田委員	7 番、福田です。「形-4-1」について現地調査の報告をいたします。 1 月 20 日に私、中村委員、事務局 2 名、そして申請人立ち会いで現地調査を行いました。場所は、〇〇〇〇から吾平方面に 140 メートルほど進んだところを左折したところになります。現状、田であるところを埋め上げて畑として利用したいということで、周りはブロックで囲んで土留めにするということであり、以前あった自宅と申請地の間のブロックが台風により倒れたことにより、それを撤去して畑として使用したいということでした。その他は特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「形-4-1」について現地調査の報告がありましたが、この件について異議、意見等はございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、農地利用（形質）変更届書「形-4-1」については、受理することに決定いたしました。 つづきまして、10 ページをお開きください。報告・協議 2 番の「農地利用集積事業計画の解約について」11 ページまで 25 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転等によるもので、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。
議 長	それでは合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約については、報告のとおり承認されました。 つづきまして、12 ページをお開きください。報告・協議の 3 番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 11 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。まずは「あ-4-49」について事務局の説明を求めます。
事務局	「あ-4-49」について説明いたします。 申出人が〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑が 1,819 平方メートルで、あっせんの種類は貸付希望、希望価格については周辺相場、希望期間は 3 年となっています。 場所につきましては、〇〇小学校付近にある畑になります。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	それでは「あ-4-49」のあっせん委員に、地区委員の大窪委員と藤井委員でお願いします。 つづきまして、「あ-4-50」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-4-50」について説明いたします。 申出人が〇〇町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑で 765 平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格については周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇〇跡地付近にある畑になります。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	それでは「あ-4-50」のあっせん委員を、地区委員の藤井委員と上岡委員にお願いします。 次に 13 ページをお開きください。 つづきまして、「あ-4-51」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-4-51」について説明いたします。 申出人が〇〇町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は田で 1,323 平方メートル、あっせんの種類は譲受希望で、希望価格については 10 アール当たり 200,000 円となっています。

事務局	<p>場所につきましては、〇〇〇〇付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-51」のあっせん委員に、地区委員の白田委員と富永委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-52」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-52」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑で984平方メートル、あっせんの種類は貸付希望、希望価格は周辺相場、希望期間については5年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会内にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-52」のあっせん委員を、地区委員の藤井委員と上岡委員にお願いします。</p> <p>次に14ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-4-53」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-53」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇町5-26 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番で、地目・面積は畑で2,799平方メートル、あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間は3年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-53」のあっせん委員に、地区委員の白田委員と富永委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-54」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-54」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、地目・面積は畑で2筆計6,652平方メートル、あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については10アールあたり4,000円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-54」のあっせん委員を、永野委員と大窪委員でお願いします。</p> <p>次に24ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-4-55」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-55」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇外3筆で、地目・面積は畑で4筆計3,813平方メートル、あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間については3年からとなっています。</p>

事務局	<p>場所につきましては、〇〇振興会付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-55」のあっせん委員を、大窪委員と永野委員でお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-56」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-56」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑で2,578平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会内にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-56」のあっせん委員を、富永委員と白田委員でお願いいたします。</p> <p>次に16ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-4-57」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-57」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇外2筆で、地目・面積は畑で3筆計8,105平方メートル、あっせんの種類は譲受希望で、希望価格については10アールあたり200,000円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-57」のあっせん委員を、藤井委員と永野委員でお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-58」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-58」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、地目・面積は畑で2筆計3,520平方メートル、あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間については3年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇跡地付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-4-58」のあっせん委員を、上岡委員と藤井委員でお願いいたします。</p> <p>次に17ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-4-59」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-59」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番外1筆で、地目・面積は田で2筆計1,112平方メートル、あっせんの種類は譲受希望で、希望価格については10アールあたり200,000円となっています。</p>

事務局	場所につきましては、〇〇〇〇付近にある田にある畑になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あ-4-59」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と上名主委員で お願いします。 以上であっせん申出に係る 11 件の、あっせん委員の選任関係を終わります。 つづきまして、18 ページをお開きください。 報告・協議の 3 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が 説明します。
事務局	あっせん申出に係る整理について、18 ページから 21 ページに、あっせん申し出 の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲 渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。 その他成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いた だき、気づかれた点がありましたらお知らせください。 あっせん申出の整理につきましては以上です。
議 長	この件に関しまして何かありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	それでは、無いようですので、その他で何かありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、令和 5 年 2 月 22 日(水)の予定ですのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、1 月の定例総会を閉会いたします。

<午前 10 時 46 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和 5 年 1 月 25 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 福園 幸雄

委 員 坂口 利邦